

現地決済型ふるさと納税事業者説明会で頂いた質問とその回答内容

Q 1 寄附者が来店され、電子クーポンを利用して商品を購入し、「自宅への宅配」を希望された場合、この送料は、市で負担してもらえるのか。

A 1 現地決済型の場合の配送料は、総務省による「返礼割合の基準」と「経費負担割合の基準」の関係から、申し訳ございませんが、市としては、ご負担しかねます(法定の返礼割合(寄附額に対する返礼品の割合)基準の上限ぎりぎりの3割相当額の割引クーポンを提供しますので、更に送料を市が負担すると、経費の総額が寄附額の半額を上回り、基準違反となるおそれがあるためです)。

宅配については、寄附者の方のご負担により、ご対応いただくようお願いいたします。

Q 2 事前に専用のポータルサイトから寄附をし、電子クーポンを取得した上で現地の店舗を訪れるパターン(事前取得型)の場合、そのクーポンの有効期限はあるのか。

また、その専用サイトから、クーポンを使用する日を指定することはできるのか。

A 2 各自治体において、1年以内の範囲でそれぞれ設定ができますが、呉市では、当該有効期限を、寄附していただいた日から1年間(最長期間)とさせていただきます。

また、使用する日の指定は、システム上、行うことができませんので、「事前取得型」の場合は、寄附者様に、あらかじめ事業者様への連絡をしていただき、予約等をしてもらっておくこと(また、その旨をポータルサイトの御社のサムネイルの直下や、御社のホームページに掲載されること)を推奨します。

Q 3 寄附者がお店に来ていただいたときに、商品が売り切れになっていたら、どうすればよいか。

A 3 御社のホームページなどで、時間帯による売り切れの可能性などを注意喚起していただいたり、あるいは、事前取得型のポータルサイトの該当ページ(御社のサムネイルの直下など)に、あらかじめのご連絡をお願いしたり、取り置き予約を推奨する旨を掲載されるなどのご対応をご検討いただくようお願いいたします。

Q 4 自社のホームページに、「事前取得型」のポータルサイト内の自社の関連ページ(自社のサムネイルの箇所)のリンクを張り付け、宣伝してもよいか。

A 4 非常に効果の高いアピールの方法であると認識しておりますので、積極的に行っていただくよう、市側からも是非お願いします。

Q 5 支払料金がクーポンの価格を下回った場合、お釣りを出してよいか。

A 5 あくまでも、割引クーポンとしての性格上、お釣りを出すことはできませんので、その旨のお客様へのご説明方について、どうかよろしくお願いします。

Q 6 返礼品の代金（割引クーポン相当額の料金減額分）は、どのようにして、事業者を支払われるのか。また、某スマホ決済のような手数料が、事業者側に必要となるのか。

A 6 毎月末日締め、翌月末日払いとしています。

なお、レジホーム（市の受託業者（中間事業者）であるシフトプラス㈱（本日、説明をさせていただいた業者）から事業者様に提供される「寄附管理システム」）で、即座に又は随時、状況（寄附の内容、状況等）をご確認いただけます。

また、事業者さんには、手数料は一切かかりません。

Q 7 呉市にふるさと納税をして、返礼品を受け取ることができる（この電子クーポンを利用することのできる）対象者は。

A 7 地方税法の規定により、「呉市民以外の方」に対してのみ、呉市から返礼品を提供することができます（呉市民は、利用できません。）。

Q 8 呉市民が、誤って「ふるさとeチケット」を使い、寄附をしてしまったら、どうすればよいか。

A 8 呉市民が入力をする際に、郵便番号によりガードがかかる（その後の入力ができない）機能が備わっていますので、このような誤りは事前に防げるかと思えます。

Q 9 この制度に参加するためには、どのような手続をすればよいか。また、当社との契約の相手方は誰になるのか。

A 9 参加ご希望の方は、まずは、呉市収納課までご連絡をお願いします。

事業内容等をご確認させていただいた上で、市の受託業者（中間事業者）であるシフトプラス㈱（本日説明をさせていただいた業者）に伝え、同社から手続等のご案内をさせていただきます。

なお、契約は、シフトプラス株式会社と事業者様との間で締結していただきます。

Q10 現在、「ふるさと e チケット」を活用している自治体は、どのくらいあるのか。

A10 50 自治体程度が導入済みです。

なお、色々な同業の事業者が「現地決済型ふるさと納税」のシステムを全国の自治体に提供しており、「今年度末で、約 4 割の自治体が導入する」勢いであることが、先日メディアに取り上げられていました。

Q11 インバウンドの外国人の方は、利用できないのか。

A11 あくまでも、「国税・地方税の納税者の方が、自治体に寄附をして税金の寄附控除を受けることができる」という仕組みになっていますので、納税者の方しか利用はできません（なお、納税者でない方も、自治体に寄附はできますが、国税・地方税からの税控除ができません。）。

Q12 対象外の飲食店等はあるのか。

A12 総務省の示す Q & A において、全国チェーンの飲食店や美容院は除外する旨が明記されています。

また、全国チェーン等のホテルにおいて、一人 1 泊（食事代込み）5 万円を超える部屋を返礼品として提供してはならず、かつ、その部屋に割引クーポンを適用してはならないことや、市外の方への宅配クリーニングも、10 月からは認められないということが、同様に、この（本日お配りした）総務省の Q & A に例示されています。

Q13 画面偽造等による不正利用対策はなされているのか。

A13 レジホーム（A6 参照）に、即時に寄附データが反映されるので、ご確認いただくようお願いします。

なお、レジホームは、パソコンだけでなく、スマホやタブレットでも利用可能です。

Q14 飲食業を営む当方の店舗で、発券機を導入しているが、どのように対応すべきか。

A14 残念ながら、券売機でのご利用を想定していないシステムですので、事前取得型の場合は、あらかじめ、「来店時に発券機は使わない」よう求める注意喚起を、当該専用ポータルサイト内（御社サムネイルの直下など）に掲載された上で、電子クーポンと残金分の現金とで処理いただくなどのご対応が必要になってくるものと思われます。

また、「現地取得型」の場合も同様に、当該券売機や入り口に「券売機は対応していない」旨の表示をされて、注意喚起をされるなどのご対応が必要になろうかと思われます。

Q15 お客さんから、間違って寄附をしたとして、キャンセルを求められてきた場合の対応は。

A15 寄附ですので、原則キャンセルはできない性質のものであるわけですが、システム上、1時間以内であれば、寄附者自身でのスマホ操作により、キャンセルが可能であり、また、3時間以内であれば、事業者様に配布させていただく「キャンセル用のQRコード」から、事業者様において、キャンセル処理をしていただくことが可能です。

それ以降のケースにつきましては、誤って寄附をされた方から、中間事業者（シフトプラス㈱）にご連絡を頂いての対応となります。

Q16 当方では、地場産品を店頭で販売している。その物販の商品の中に、既に、①総務省の承認を得た「ふるさと納税返礼品」としてポータルサイトに掲載されているもの、②地場産品ではあるが、ポータルサイトにまだ掲載されていないもの、③地場産品ではない他自治体で製造された商品が混在しているが、いかに対応すべきか。

A16 収納課職員が現地に赴き、1品ずつ地場産品であるか否かを確認させていただいた上で、対象返礼品の一覧リストを作成いたし、事業者様とこれを共有させていただきたいと思います。

その上で、対象返礼品のみの適用対応をご誓約いただき、当該対応を厳守いただける場合に限り、参加をお願いしたいと考えています。

また、その旨等を、中間事業者（シフトプラス㈱）と交わしていただく契約書に明記させていただきたいと考えています。

なお、この場合において、事後に対象返礼品を追加いただく際には、お手数をお掛けしますが、収納課まで、確認要請のご連絡を頂くようお願い申し上げます。

Q17 当方は、飲食店を経営している。提供している飲食物には、地場産品ではないものが当然含まれ、地場産品とそうでないものの区分は、事実上困難である。

そのため、地場産品以外の飲食物についても、この電子割引クーポンの適用対象とすることを許容願いたい。

A17 役務の提供として、飲食店で提供される「食べ物」と「飲み物」を、地場産品に限定する必要はありません(役務の提供としてなされるものである限り、地場産品以外の飲食物を提供されても問題はありません。)。

なお、「全国チェーンの飲食店」が適用対象外であるという点については、総務省の示す基準に明記してありますので、厳守いただくようお願いします。

(令和6年8月21日に、呉市から、広島県を經由して総務省に文書照会

をし、同年9月3日に広島県から呉市に報告のあった総務省の正式見解です。)

Q18 シフトプラス㈱がシステム開発をされたこの「ふるさとeチケット」のうち、「事前取得型」を導入している自治体（代表的なA市とB市）の専用ポータルサイトを拝見した。

A市のサイトは、完璧で素晴らしいと感じたが、B市のサイトは、寄附額に対するクーポンの額（返礼割合）に明らかな誤りがあったり、以前は見ることできたサムネイルが見られなくなったまま運用中の状態になっていたり、非常に杜撰な印象を受けた、シフトプラス㈱は、このことを認識されているのか。

A18 A市に関しては、「事前取得型のポータルサイト」の管理運営を、シフトプラス㈱に委託料を支払った上で実施しているため、全くシステム上の問題は発生していませんが、B市は、経費節減のため、市の職員が直接サイトの管理運営をしていることから、残念ながらこのような状況になっているものと思われます。

呉市では、A市と同じく、シフトプラス㈱に委託料を支払い、このポータルサイトの管理運営（各事業者様のサムネイルのデザインや注意事項の掲載を含みます。）を委託実施してまいりますので、問題のないサイト運営がなされるものと考えております。